

津 監 第 212 号
平成24年 3月12日

津 山 市 長 様
津 山 市 議 会 議 長 様
津山市教育委員会教育長様

津山市監査委員 中 尾 義 明
津山市監査委員 河 本 英 敏

行政監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第2項の規定に基づき平成23年度の行政監査を実施した
ので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

第1 監査のテーマ

行政財産の目的外使用許可について

第2 監査の目的

公有財産は、行政財産と普通財産に区分されるが、このうち行政財産は、地方自治法の規定により、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるとなっている。

行政財産の目的外使用許可は、全庁的に多くの部署で行われていることから、今回は、行政財産の目的外使用許可に係る事務の状況を把握し、目的外使用許可の手続き、使用料の算定、徴収、減免等の事務が、津山市公有財産取扱規則及び津山市行政財産使用料徴収条例に基づいて適正に処理されているか等を検証し、今後の適正な事務の執行に資することを目的とした。

第3 監査の対象

行政財産を管理する部署のうち、平成23年4月1日から9月30日までに行政財産の目的外使用許可を行った全部署を対象とした。

第4 監査の期間

平成23年10月17日から平成24年2月10日まで

第5 監査の方法

平成23年4月1日から9月30日までに行政財産の目的外使用許可を行った全部署から、調書及び関係書類の提出を求めて検証を行い、財務会計システムにより、徴収状況を確認した。また、行政財産の目的外使用許可事務に関係して、総括管理を行っている財政課に聞き取り調査を実施した。

第6 監査の着眼点

- 1 目的外使用許可手続は、適正に行われているか。
- 2 使用料は適正に算定され、徴収されているか。
- 3 使用料の減免は、適正に行われているか。
- 4 光熱水費等の費用負担が、適正に算定され、徴収されているか。
- 5 行政財産本来の用途又は目的を妨げていないか。

第7 監査の結果

1 行政財産の目的外使用許可の状況

(1) 部課別の許可件数

平成23年4月1日から9月30日までに行った行政財産の目的外使用許可件数は197件であり、部課別にまとめると次表のとおりである。

行政財産の部課別許可件数

(単位：件)

部	課名	土地	建物	土地と建物	合計
総務部	危機管理室	5	0	0	5
	人権啓発課	2	0	0	2
財政部	財政課	7	11	4	22
環境福祉部	環境生活課	2	1	0	3
	環境業務課	2	2	0	4
	生活福祉課	2	0	0	2
	障害福祉課	0	1	0	1
	高齢介護課	3	3	1	7
子ども保健部	子ども課	3	0	0	3
	健康増進課	1	0	0	1
産業経済部	農業振興課	8	6	1	15
	農村整備課	4	0	0	4
	森林課	3	0	0	3
	経済振興課	3	7	0	10
	観光振興課	5	1	0	6
都市建設部	都市計画課	2	0	0	2
	公園緑地課	4	0	0	4
	建築住宅課	3	0	0	3
	下水道課	2	0	0	2
地域振興部	協働推進室	2	0	0	2
	加茂支所市民生活課	0	1	0	1
	阿波支所市民生活課	0	0	1	1
	勝北支所市民生活課	3	3	2	8
	久米支所市民生活課	2	6	4	12
水道局	業務課	14	0	0	14
教育委員会 学校教育部	学校施設課	9	0	1	10
	保健給食課	2	0	0	2
生涯学習部	生涯学習課	11	9	1	21
	文化課	8	5	0	13
	スポーツ課	10	2	2	14
合計		122	58	17	197

(2) 使用許可の基準別許可状況

行政財産の使用を許可することができる場合として、津山市公有財産取扱規則第24条第1号から第6号において基準を定めている。

基準別の許可件数は、次表のとおりである。

使用許可の基準別許可件数

(単位：件)

使用許可の基準		土地	建物	土地と建物	合計
公有財産取扱規則 第24条	(1) 国・地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する場合	14	11	9	34
	(2) 市職員・市立学校における生徒等、当該施設を利用する者のために、食堂その他の厚生施設を設置する場合	5	22	2	29
	(3) 公の学術調査・研究その他公共目的のため講演会・研究会等の用に短期間利用させる場合	1	0	0	1
	(4) 災害その他緊急やむをえない事態の発生により、応急施設として極めて短期間その用に供する場合	0	0	0	0
	(5) 運輸・水道・電気又はガス供給事業その他公益事業の用に供するためやむをえないと認められる場合	78	7	1	86
	(6) 前各号に定める場合のほか、市の事務事業遂行上やむをえないと認められる用に供する場合	24	18	5	47
合計		122	58	17	197

(3) 使用目的・用途別の許可状況

使用許可している物件を、使用目的・用途別に分類すると次表のとおりである。

なお、1件の使用許可で複数の区分を許可しているものについては、主となる区分で1件としている。

使用目的・用途別許可件数

(単位：件)

区 分	土地	建物	土地と建物	合計
電柱・電話柱・支線等	65	0	0	65
携帯電話無線基地局	5	0	1	6
ケーブルテレビ等受信機器類の設置	2	3	0	5
行政各種機器類・観測施設等の設置	4	1	0	5
事務所・事務室・駐車場	5	14	12	31
食堂・喫茶室・売店	0	4	0	4
資材・物品置場	5	1	0	6
A T Mコーナー	1	4	0	5
郵便差出箱・公衆電話ボックス	3	0	0	3
自動販売機	5	18	2	25
作業施設・倉庫	1	3	1	5
水道設備・ガス供給施設	4	0	0	4
石像・記念碑・看板・広告塔	3	0	0	3
まつり・イベント会場等	2	0	1	3
町内会ごみ収集所	3	0	0	3
活動用具・備品等の保管	1	1	0	2
団体・クラブ等の活動場	2	1	0	3
学童保育(児童クラブ)関係施設	4	6	0	10
会議室・展示室	0	2	0	2
工事等に伴う敷地の利用ほか	7	0	0	7
合計	122	58	17	197

(4) 使用料の徴収状況

使用料の徴収，減免別の許可件数は，次表のとおりである。

使用料の取扱別許可件数

区 分	許 可 件 数
全 額 徴 収	122 件
一 部 減 免	6 件
全 額 減 免	69 件
合 計	197 件

(5) 減免の事由別状況

使用料を減免することができる場合として，津山市行政財産使用料徴収条例第5条第1号から第5号において定めている。一部減免又は全額減免している75件の事由別許可件数は，次表のとおりである。

使用料の減免事由別許可件数

(単位：件)

減 免 の 事 由		土 地	建 物	土地と建物	合 計
行政 財産 使用 料 徴 収 条 例 第 5 条	(1) 国又は他の公共団体その他公共的団体において，公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため使用するとき	6	12	6	24
	(2) 学術調査，研究その他公共目的のため，講演会，研究会等の用に短期間使用するとき	1	0	0	1
	(3) 市が共催する行事のために使用するとき	3	1	1	5
	(4) 地震，火災，水害等の災害その他緊急やむをえない事態の発生により，応急施設として短期間使用するとき	0	0	0	0
	(5) 前各号に定めるもののほか，市長が公益上特に必要があると認めるとき	20	17	3	40
※ 減免事由等，根拠の記載なし		2	3	0	5
合 計		32	33	10	75

(6) 光熱水費等の取扱状況

諸設備の使用において必要な光熱水費等の取扱状況は，次表のとおりである。

光熱水費等の取扱別許可件数

区 分	許 可 件 数
使 用 者 が 負 担	51 件
市 が 負 担	13 件
発 生 し な い	133 件
合 計	197 件

2 目的外使用許可手続きについて

監査対象とした197件について、次のとおり改善すべきものが見受けられた。

(1) 許可申請の許可についての起案がされていない。

許可申請の文書起案を行っていないものが5件あった。津山市公有財産取扱規則第23条において、使用を許可しようとする場合は、申請書の内容を審査し、必要事項を具して決裁を受けることとなっている。

文書起案により適正な事務処理を行われたい。

(2) 許可申請書に必要な関係図面が添付されていない。

申請図面の添付がないものが5件あった。また、図面の添付はあるものの、申請箇所の記載がないものが1件、申請部分を斜線で示しているが、面積等の記載がないものが1件あった。行政財産は、地方自治法第238条の4第7項の規定により、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるようになっており、申請部分がはっきりと特定できなければ許可することはできない。適正な事務処理を行われたい。

(3) 使用許可書が、指令番号を付した許可書になっていない。

起案書の文書番号を許可書に付して作成しているものが55件あり、そのうち27件については、許可書が、指令文書で作成されていなかった。津山市文書管理規程において、申請(願い)に対して許可若しくは認可するものは指令文書とし(第6条)、市名の次に文書の種別名(指令)を付し、番号の前に主管の部及び課のかしら文字を付して作成すること(第7条)としている。また、指令は所管課で一連番号を付し、指令番号簿(様式第2号)に登録しなければならない(第8条第2項)となっている。

使用許可書は、申請者に交付されるものであるから、適正な事務処理に改められたい。

3 使用料の算定及び徴収について

197件のうち使用料を徴収しているものは、128件(一部減免6件を含む)であった。財政課から通知されている「行政財産の使用許可に係る使用料の算定方法及び使用許可事務の適正化について」に基づいて算定式等を確認したところ、次のとおり改善すべきものが見受けられた。

(1) 使用料の算定方法の捉え方に誤りがある。

使用料を徴収している128件のうち、使用料額の算定に誤りがあるものが25件あった。

ア 建物敷地の土地使用料の算定について

建物使用料について、当該建物の敷地として土地使用料を計算する場合には、土地使用料の算定式に更に「建床面積/延床面積×1.05」を乗じなければならない。

特に、建物の使用と駐車場などの土地の使用を同時に許可している場合に、使用面積を合算して土地使用料を算定しているものが多く見受けられた。算定式が違うため、別計算が必要となるので注意されたい。

イ 端数金額の取扱いについて

使用料を算定する場合に端数処理が必要となるが、その処理に誤りが見受けられた。財政課から示されている算定方法をよく確認のうえ、算定式に適正な数値を算入し、計算されたい。

(2) 使用料の納付が、適正に行われていない。

ア 納期限について

4月1日付で許可した使用料の徴収で、納期限が年度末になっているものが6件、6箇月以上、先の納期限になっているものが7件あった。津山市行政財産使用料徴収条例第6条において、使用料は、使用を許可したときに徴収するものとしている。実際の事務処理を考え、適正な納期限を決定されたい。

イ 分割納付について

使用料の納付時期で、分割納付をしているもの多く見受けられたが、決裁文書に、分割納付を認める理由について記載しているものはなかった。使用料は、一括納付が原則であり、申請者からの申出により特別な理由があると認められる場合に限り、分割納付させることができるものである。

分割納付をする場合には、分割納付を認める理由を決裁文書に明記するよう改められたい。

4 使用料の減免について

使用料を減免しているものは、75件(全額減免69件、一部減免6件)であった。決裁文書に、根拠条例、減額事由等の記載をせず減免しているものが5件見受けられた。行政財産の目的外使用は、使用料の徴収が原則であり、減免は、例外的な取扱いである。

減免に当たっては、明確な根拠が必要となるため、根拠条例を必ず明記するとともに、使用料の一部を減額する場合には、算定根拠等、その理由も合わせて明記されたい。

5 光熱水費等の算定及び徴収について

光熱水費等を徴収しているものは、51件であった。次のとおり改善すべきものが見受けられた。

(1) 徴収金が、違う科目で収入されている。

光熱水費等の徴収金を、土地・建物使用料と合わせて請求し、使用料及び手数料の科目で収入しているものが3件見受けられた。電気代等の光熱水費については、諸収入の科目で収入するよう改められたい。

(2) 光熱水費等の実費負担について

光熱水費等については負担を求めないものとする等の記載により、実費負担分を徴収していないものが見受けられた。

本来、施設の使用により生じた電気・水道等の費用は、その使用者が負担すべきものであるから、実費負担を求めない場合には、その理由を必ず明記するよう改められたい。

6 その他

決裁文書の保存期間を、1年、3年などとした文書が見受けられた。

文書の保存期間は、津山市文書管理規程第43条及び別表第2に定められているので、事務処理を行うに当たっては、よく確認し、適正な事務処理が行われたい。

7 むすび

今回、「行政財産の目的外使用許可について」をテーマに監査を行ったところ、以上のような改善を要する事項が認められた。

行政財産に関する事務については、適法性、公平性の視点に立ち、所管課によって差異が生じることのないよう、統一的かつ適正な事務処理が行われなければならない。

毎年度、財政課長から各所属長宛に、事務の取扱いに係る通知が行われている。しかしながら、前述のとおり改善事項が多数見受けられており、この通知による方法のみでは、取扱いの徹底が十分ではなかったと思われる。

財政課においては、手続等がすべて適正に行われるよう、より一層の指導の徹底を行われたい。また、所管課においては、関係例規等を再度確認し、これに準拠した適正な取扱いを行うよう要望する。